

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年8月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第3号ア(ハ)」を「第2条第3号ア(ヘ)」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を取得する場合の特別の事情)

第2条の3 条例第3条第3号及び第3条の2に規定する別に定める特別の事情は、条例第4条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第3条第3号イ」を「第3条第3号ウ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第3条第2項前段中「第3条の2第2号」を「第3条の2第3号」に改める。

第4条第2項中「既に」の右に「2回の」を加え、「同項ただし書に規定する最初の」を「同項各号に掲げる」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

第5条第2項中「前条第5項」を「前条第3項」に改める。

第6条第2項及び第14条第3項中「第4条第5項」を「第4条第3項」に改める。  
別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の京都市職員の育児休業等に関する規則第4条第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)